

5-5 危険物の使用

消防法で定められている危険物は、火災・爆発のおそれがある化学物質です。取り扱いは危険物の種類によって全く異なります。消火方法も全く異なります。取り扱う場合には危険物に見合った消火器や消火砂、水などを準備しておきましょう。

＜危険物を取り扱う際の注意点＞

1. 取り扱う危険物の性質を理解する
2. 火気厳禁
3. 発火・引火が起きたことを想定して、消火器・消火砂の位置を確認する
4. 発火・引火が起きたことを想定して、可燃物は危険物の近くに置かない

危険物は火災の危険性が高い化学物質であり、消防法で取り扱いが規制されています。保管できる量も消防法に基づき限られていますので注意が必要です。消防法で6種類に分類され、取り扱いは危険物の種類によって全く異なります。消火方法も巻末の参考資料3の表2のように全く異なりますので、取り扱う危険物に見合った消火器や消火砂、水などを準備しておきましょう。また、表4-1のように危険物の異なる類同士を混ぜると危険性が増す化学物質があります。巻末の参考資料3の表3に、混合すると爆発する危険性のある化学物質の組み合わせを示します。この組み合わせ以外にも危険性のある化学物質が多数ありますので、混合する際にはよく調べ、慎重に取り扱いましょう。

【事事故事例】

・金属ナトリウムの廃棄処理中に金属ナトリウムが水と接触して発火、危険物等に引火して燃え広がってしまい火災が発生した。